博士論文

内戦後カンボジア農村における土地所有と経済 ---コンポート州サムローンルー区を事例として---

1. 本論文の概略

カンボジア国民の 70%以上が農業に従事しており、農作物の生産に頼っている。工業化が進んでいないカンボジアにとっては、農業を強化する必要がある。そのため、農業生産資源である土地は農民にとって非常に重要な物である。従って、この意味でもカンボジアにおける土地問題は重要な意味を持っている。

本論文の目的は、次のとおりである。

第1に、カンボジアにおける土地所有をめぐる法制度の変化・発展を内戦以後(1979年)の時期を中心に分析し、その特徴と問題点を分析することであり、第2にこの様な制度を前提として、現在のカンボジアにおける土地所有の問題点を明らかにすることである。

現在のカンボジアがグローバル化の過程にあること、あるいは国際経済・社会に包摂される過程にあることは疑いのないところであろう。これを理解するためには、カンボジア国内の法、政治、経済の各領域やその相互関係、また諸外国のそれぞれの国での法、政治、経済の各領域との相互関係とそれらの対外的作用など、多面的で複雑な諸領域・諸関係を分析する必要がある。本研究は、土地所有制度と土地所有という側面に限定して、現在のカンボジアがおかれている社会・経済状況の分析を試みるものである。

本論文は、7章から構成される。すなわち、

第1章では、先行研究、研究目的、研究方法及び論文の構成について述べた。

カンボジアでは土地無所有化を含め、土地所有をめぐる問題が深刻化している。現状及びその問題が発生している原因や背景を、本研究では先行研究をふまえた現地調査を基本として分析を進めた。またあわせて論文の構成について述べた。

第 2 章では、カンボジアにおけるフランス植民地以前から現在施行されているそれにいたるまでの土地法・土地所有制度を概観し、その特徴を分析した。カンボジアでは、「鋤による獲得」原則が成立する一方、植民地支配やポル・ポト政権によって土地所有制度は絶えず混乱してきた。この混乱過程は、1989 年以降の土地分配・土地所有において法制度が農民の間になかなか定着しない条件の一つとなったと考えられる。

第3章では現在のカンボジアにおける土地所有制度の根幹をなす、土地法、土地登記、土地分類、経済的土地コンセッションなどに関する重要な政令や指令について検討した。これによって、カンボジアにおける土地所有問題が発生する一つの原因が土地法の不備・慣習的な所有との関係にあることが明らかとなった。

第 4 章では先行研究に依拠して、内戦後の全国的な土地所有実態やその変化の原因について整理した。(1) 1985 年には非公式の土地分配が始まり、1989 年には全ての国民に対して正式の分配が行われた(2) 89 年の土地分配は平等を志向したものではあったが、村毎の所有土地面積の相違などから実際の分配面積には相違があった。村内では、一定の方式で分配が行われた。この意味では、「平等な分配」であったといえる。(3) しかしその後人々の占有地・所有地は交換・売買・承継等によって占有者・所有者の交替等の変化が生じた。こうした移転が行われる一つの要因は経済問題である。富裕層は経済発展による地価上昇を背景として、転売のために土地を購入した。他方貧困層は病気や生活消費、借金の返済などの原因から土地を売却した。もう一つの要因は、結婚によって生じる新世帯への対応や内戦時に国内不在であったものに対する対応に関する制度的不備である。

第 5 章では、カンボジアにおける土地紛争の現状とその原因について検討した。現在問題となっている土地紛争は所有権移転をめぐる非常に特異な形である。この章では、国内外の組織(NGO等)による論文や報告、新聞記事等を取り上げ、土地紛争の様々な事例を挙げながら、紛争とその原因について分析した。多くの紛争は農民と、権力者や経済的土地コンセッションとして土地を貸与された会社との紛争である。そのために、政治的・経済的力の弱い層や貧困層は土地紛争の被害者となり、経済的な危機に直面している。カンボジアにおける土地紛争は現在、深刻な社会問題であり、カンボジアの土地所有制度の不備と経済発展との接点で生じた軋轢を示しているものである。

第 6 章では内戦後の土地所有の現状・変化及びその要因について、調査地域でのインタ ビューや聞き取りにもとづいて分析した。地域調査から得られた知見は(1)1989年に正式 の土地分配が行われた。この時は、基本的に世帯構成員の数に応じて分配面積が決められ た。この意味では法規に則った分配であったといえる。(2) 同時に、ポル・ポト政権期以 前の、かつての自己の占有地・所有地を再占有・再所有した事例が多かった。これはポル・ ポト政権以前の土地所有を認めないとした政府方針に反するものであり、この結果当初の 段階で所有面積の相違が存在した。(3) しかし土地境界に関する紛争は小規模なものがほ とんどで、区長・村長の調停・仲介によって解決している。したがって(2)の点と併せて 考えると農民間には慣習的な土地所有が定着していた、あるいは相当程度残存していたと 考えられる。(4) 1989 年の土地分配後、土地は売買・交換などによる所有権移転が行われ た。特に、多くの貧困世帯は生活費や借金などのために、準富裕層に土地を売却して、土 地無所有世帯になった。(5) 所有権を法的に確保する手段である登記は農民層ではほとん ど行われてこなかった。その理由は一面では慣習的な所有が定着しているために、その必 要性を農民自身が感じなかったためである。他面では、必要性を感じたとしても、登記に かかる非公式のコストが高く不可能だったためである。(6) 慣習的な所有と法制度の問題 から比較的大きな土地紛争も生じている。

最後の第7章では、本論文の概略、研究成果と今後の課題について述べた。

2. 研究成果と今後の課題

(a)現在カンボジアでは、土地紛争が大きな問題となっている。紛争発生の基礎的な原因は人口増加であるが、直接的には土地登記が未完成であることが土地紛争を発生させる原因である。これはカンボジアが内戦終了後、土地私有制へ移行する過程で近代的な土地所有制度を整備してきたが、多くの農民は慣習的な規範の上で土地の占有・所有をとらえていること、あるいは近代的土地所有制度に移行する上での経済的基盤を欠いており、これを無視ないし軽視した移行方法をとっているという問題に起因している。

さらに「近代的所有制度」自体も土地紛争の全ての原因に関わるともいえる深刻な贈賄問題によって富裕層に有利なように歪められている。富裕層はその財力を利用し、地方当局の官吏に対して賄賂を用いて「正式に土地を農民から剥奪すること」が可能である。また政府や権力者などは、登記証書を保有していないという理由で農民を立ち退かせることが可能である。

(b)経済的土地コンセッションも土地紛争の原因になっている。カンボジアでは 1990 年代に多くの土地が経済的土地コンセッションとして企業に付与された。コンセッションをみると、多くのコンセッションが 10,000ha 以上の土地であるが、これは法律の規定に反している。規定では、10,000ha を超えた土地は政府に返還しなければならないが、現在まで該当事例は存在しない。この問題は、土地法や経済的土地コンセッション法の不透明性やカンボジアの法制度が効果的に実施されていないことを、そして外国企業を含む企業を軸に、企業側に有利なように土地所有制度が運営されていることを示している。

(c)経済成長が著しい地域や州の中心部などで発生している紛争は、多くの場合は権力者に関係しているため、殆どの場合に無力な一般市民が被害者になった。これらの土地紛争は、一方ではその土地から得られる利益をめぐる競争から発生しているが、他方では上述した土地所有制度・登記制度の持つ問題に起因している。富裕層による貧困層の土地剥奪や企業に有利な制度運営は土地無所有層を拡大し、社会的・政治的リスクを高める可能性がある。

(d)調査地域では、89年の正式土地分配以降、通常の家計運営の中でも交換・売却・分割等をつうじて土地の無所有化が進行し、所有土地面積の格差が生じていることを確認した。交換・売却・分割等は慣習的方法によって行われており、その主な要因は、内戦の「負の遺産」や病気などである。またそれに加えて以下の事情、すなわち金銭貸借面では「フォーマルな金融」の整備が進んだものの、依然農村に物的貸借における「インフォーマルな高利の」貸付の慣習が残っているという事情も指摘しておく必要がある(詳細については6章を参照されたい)。組織的登記が行われても、個々の証書発行は進まない等の面と総合して考えれば、農村経済は土地所有も含め、依然として慣習的な規範の上で動いていると考えられる。したがって今回の調査では大規模な経済的土地コンセッション等による土地紛争は確認できなかったが、全国的な土地所有制度と慣習的な所有との間隙は大規模な土

地紛争を引き起こす潜在的な要因である。

本研究の意義は、具体的内容としては以上の(a)から(d)に述べたものだが、内戦終了後のカンボジアにおける土地所有の制度的枠組みを把握した上で、文献調査ならびに実地調査によりカンボジア農村の土地所有の実態と、現在大きな社会問題となっている土地紛争が発生する構造的要因を明らかにした点にある。

なお、今回の研究では以下のような課題を残している。すなわち、(1) 調査地は比較的土地紛争のない地域であり、今回得られた知見は、土地紛争のさなかにある自治体、富裕層、農民などへの実地調査等によって補足・修正される必要がある。(2) 土地所有の変化を促す大きな要因は経済的利害であるが、これについては一般的なものとして言及するにとどまった。一口に経済的利害といっても、実際には①経済権益をにぎる国内の政治勢力・富裕層、②カンボジア国内の企業(カンボジアに出自を持ついわゆる民族系企業)、③外資系企業、④労働者、⑤農民、⑥外資系企業の母国政府、といった多数の利害が複雑に絡みあっている。産業毎によって利害も異なり、外資系企業では対外展開戦略も異なってくる。本研究は、こうした複雑なプロセスを分析する上で、土地所有という側面に限定して基礎的視座を提供するものであると考えているが、より踏み込んだ分析が必要である。